

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.38
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

医科

新型コロナ患者の診療に係る 診療報酬の拡充について



厚労省は9月28日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その63)」を発出しました。以下、通知の概要をお知らせします。なお、感染症対策加算(外来5点、入院10点)は9月末で廃止されます。(詳細はFAX情報No.37をご覧ください。)

◆ 乳幼児感染予防策加算は点数引き下げ (医科:100点→50点)

2021年10月診療分から引き下げ。2022年3月診療分で終了。

◆ 新型コロナ「疑い」患者への外来診療 (9月28日より算定可)

- ① 「診療・検査医療機関」として自治体のHPで公表されている医療機関において、その診療・検査対応時間内に新型コロナ感染疑い患者に対し、必要な感染予防策の上で外来診療を実施した場合、**院内トリアージ実施料**(300点)とは別に、**二類感染症患者入院診療加算**(250点)が算定できる。
- ② なお2021年10月31日までの間は、当該医療機関HP等において、診療・検査医療機関である旨を公表していることをもって、自治体による公表に代えてもよい。
- ③ **令和4年3月31日までの措置。**

診療・検査医療機関	院内トリアージ実施料 + 二類感染症患者入院診療加算	550点
上記以外の医療機関	院内トリアージ実施料(変更なし)	300点

◆ 新型コロナ「感染」患者への外来診療 (9月28日より算定可)

- ① 新型コロナ感染患者に対し、主として診療している医療機関において新型コロナに係る診療を実施した場合、**救急医療管理加算1**(950点)が1日につき1回算定できる。
- ② **中和抗体薬「ロナプリーブ」**を外来で投与した場合は、救急医療管理加算1の3倍に相当する点数(**2850点**)が投与した日に1回算定できる。

救急医療管理加算1	ロナプリーブ投与の場合	950点→2,850点
	その他の場合	950点(新設)

◆ 自宅・宿泊療養者への往診等の場合 (9月28日より算定可)

- ① 新型コロナ感染患者であって、自宅・宿泊療養を行っている者に対して往診または訪問診療を実施した場合、救急医療管理加算1の3倍に相当する点数(2850点)が1日につき1回算定できる。
- ② 同一患家等で2人以上の自宅・宿泊療養を行っている者を診察した場合は、2人目以降の患者について、往診料を算定しない場合でも、算定できる。
- ③ **中和抗体薬「ロナプリーブ」**を患者の居宅で投与した場合は、救急医療管理加算1の5倍に相当する点数(**4,750点**)が投与した日に1回算定できる。

救急医療管理加算1	ロナプリーブ投与の場合	950点→4,750点
	その他の場合	950点→2,850点